

令和2年11月20日

各位

社会福祉法人江東楓の会
理事長 伊藤 善彦
(公 印 省 略)

江東区指定管理施設「江東区あすなろ作業所」運営のお知らせ

日頃より当法人事業の運営に際し、多大なるご協力とご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度4月より当法人が江東区指定管理施設「江東区あすなろ作業所」を運営する事が決定致しましたのでご報告いたします。

現在、江東区あすなろ作業所は社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が運営しておりますが、江東区あすなろ作業所の運営は令和3年3月の指定管理期間満了をもって更新しない事になりました。その為、江東区において次期運営法人の公募が令和2年6月に行われ、当法人は江東区に根差す法人として申し込み、書類選考・プレゼンテーション等を経て次期運営法人として選定されました。これにより令和3年度より江東区あすなろ作業所を運営する事が決定致しました。(指定管理期間は令和3年4月~令和8年3月の5年間となります)また、令和2年11月より準備室を開設し、利用者支援業務や事業所運営及び東砂福祉プラザ内での連携等の引き継ぎ業務進めております。

江東区あすなろ作業所の開設ならびに現事業の安定した運営に向け、法人職員が一丸となって邁進していく所存であります。

引き続きご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。